第7号様式
（その1）



3311

収支報告書

平成　26　年分
（　　開催分）

（ふりがな）　くらばやし　ここうえんかい
政治団体の名称　倉林あき子後援会

主たる事務所の所在地　京都市中京区丸太町新町角大炊町１８６

代表者の氏名　久保田　憲一

会計責任者の氏名　浅井　寿子

事務担当者の氏名

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐政党 ☐政党の支部 ☐政治資金団体	☐政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体 ☑その他の政治団体 ☐その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐２以上の都道府県の区域等	☑同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐有 ☑無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分
☐政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名（姓）倉林　（名）明子
公職の種類（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名（２人目）（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名（３人目）（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）元議院議員 現職

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

(その2)

1　収支の総括表

収　入　総　額 ……	0
(前年からの繰越額) ……	0
(本年の収入額) ……	0
支　出　総　額 ……	0
翌　年　へ　の　繰　越　額 ……	0

(注)「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認の上、記載してください。

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金　額 ……	0	円
員　数 ……	0	人

(注)「員数」は実人数を記載してください。

(2) 寄　付

ア　寄付（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄付	0	
(うち特定寄付)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄付	0	
(ウ) 政治団体からの寄付	0	
小　計 ((ア) ＋ (イ) ＋ (ウ))	0	
(寄付のうちあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄付	0	
合　計　(ア ＋ イ)	0	

(注) ○「(うち特定寄付)」は「個人からの寄付」の内訳を記載してください。
○「(寄付のうち寄付のあっせんによるもの)」は「小計」の内書を記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（注）・「□」内には、該当するものに「✓」を記入し、該当資産等がある場合は資産等の項目ごとに様式（その18）に必要事項を記載してください。
・すべての項目に該当がない場合も必ず本様式は提出してください。

(その

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

2015/2/15

政治団体の名称　倉林　あき子

会計責任者の氏名　浅井　寿子　浅井 (印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

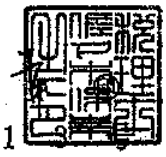
(印)



政治資金監査報告書

平成27年2月10日

倉林あき子後援会
代表　久保田　憲　一　殿

登録政治資金監査人 
登録番号　第３７１
研修修了年月日　平成22年7月9日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、倉林あき子後援会の平成26年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、倉林あき子後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

倉林あき子後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、倉林あき子後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上